

清水区役所版

[市内での引越し]

令和6年4月

★は蒲原市民センターにおける担当窓口

申請場所	窓口	申請が必要な場合	申請方法など (下線は持参するもの)
1階 戸籍住民課 054-354-2126 (蒲原支所) ☆戸籍住民係 054-385-7760	10番窓口	転居届・区間異動届の提出 ※外国人住民の場合は(入管法等)居住地の届出も兼ねる	【届出期間】 ・新しい住所に住み始めた日から14日以内に届出をしてください。 ※住み始める前では受付できません。 【持ち物】 ・ <u>本人確認書類</u> (運転免許証、マイナンバーカード、住民基本台帳カード(写真付)、旅券、健康保険証等) ・ <u>マイナンバーカード</u> 、 <u>住民基本台帳カード</u> ・外国籍の方は在留カードまたは特別永住者証明書 ※代理人が届出する場合、委任状が必要になります。詳細についてはお問合せください。 【その他】 ・代理人によるマイナンバーカードの住所変更手続きについては、お問合せください。
		公立小・中学校の児童生徒が転居した場合	・戸籍住民課で転学通知書を交付します。(転学通知書は、今まで通学していた学校に持って行き、そのあと転校する学校へ届けてください。) ※今まで通学していた学校へ引き続き通学を希望する場合は、職員に申し出てください。 ※学区の問合せ先(児童生徒支援課 054-354-2377)
1階 保険年金課 国民健康保険 054-354-2141 国民年金 054-354-2134 後期高齢者医療 054-354-2208 (蒲原支所) ☆税・保険年金係 054-385-7780	7番窓口	[国保加入者] 国民健康保険の加入者が転居した場合	・事前に戸籍住民課で転居手続きをしてください。7番窓口で国民健康保険証の住所欄等を更新します。 持ち物： <u>国民健康保険証</u> (※1 ※2) ※1 世帯主が変わる場合は既存の国民健康保険加入者の保険証もお持ちください。 ※2 「 <u>限度額適用・標準負担額減額認定証</u> 」、「 <u>限度額適用認定証</u> 」、「 <u>特定疾病療養受療証</u> 」をお持ちの方は合わせて持参してください。 ※マイナンバーの記載を求める場合があります。
	8番窓口	[年金加入者] 国民年金加入者(自営業者や学生等の第1号被保険者)が転居した場合	・国民年金の加入者(自営業者や学生等の第1号被保険者)が転居した場合、戸籍住民課に転居届を提出することにより、国民年金の住所が変更されます。また、国民年金保険料の納付書は、全国の金融機関またはコンビニで引き続きご使用になれます。
	9番窓口	[年金受給者] 国民年金や厚生年金等の受給者が転居した場合 ・60歳以上で、まだ年金を受給していない方が転居した場合	・年金事務所へ住所変更の届出が必要な方と、不要な方がいます。 基礎年金番号をご用意の上、ねんきんダイヤルへお問合せください。 ねんきんダイヤル：0570-05-1165 (050から始まる電話の方は、03-6700-1165) ※共済年金や企業年金を受給されている方は、各機関にお問合せください。
1階 高齢介護課 (蒲原出張所) ☆福祉係 054-385-7790	高年齢者福祉係	外国人高齢者福祉手当を受けている方(S7.4.1以前に生まれ住民登録されており、かつ所得要件等あり)が転居した場合	・ 高齢者福祉課(静岡庁舎) へご連絡ください。(手続きが必要な場合があります。) 問合せ先【 高齢者福祉課 高齢者支援係 054-221-1201 】
	介護保険係	介護保険被保険者証を持っている方が転居した場合	介護保険被保険者証等の住所の書き換えを行います。 介護保険被保険者証、持っている方は負担割合証等を介護保険係へ届出してください。

清水区役所版

〔市内での引越し〕

令和6年4月

★は蒲原市民センターにおける担当窓口

申請場所	窓口	申請が必要な場合	申請方法など（下線は持参するもの）
1階 子育て支援課 (蒲原出張所) ★福祉係 054-385-7790	給付係	児童手当の受給者やその児童(18歳以下)が転居した場合	<ul style="list-style-type: none"> 受給資格者が届け出てください。 ※詳しくは給付係(054-354-2120)へお問合せください。
		子ども医療受給者証の対象児童が転居した場合	<ul style="list-style-type: none"> 受給者証の住所の書き換えをします。保護者が申し出てください。 子どもの健康保険証 子ども医療費受給者証
		児童扶養手当の受給資格者や対象児童が転居した場合	<ul style="list-style-type: none"> 受給資格者が届け出てください。 児童扶養手当証書、ひとり親家庭等医療費助成金受給者証 ※持ち物は事情により異なります。詳しくは給付係(054-354-2120)へお問合せください。
		ひとり親家庭等医療費助成金受給者や対象児童が転居した場合	<ul style="list-style-type: none"> 本人が届け出てください。 ※蒲原出張所取扱い不可
	母子及び父子並びに寡婦福祉資金の借受人、連帯借受人又は連帯保証人が転居した場合	<ul style="list-style-type: none"> 本人が届け出てください。 ※蒲原出張所取扱い不可 	
1階 障害者支援課 (蒲原出張所) ★福祉係 054-385-7790	入園係	こども園・保育園・幼稚園等に通園(申込)している児童・父母及び同居家族が転居した場合	<ul style="list-style-type: none"> 保護者が届け出てください。(変更届を提出していただきます。) (支給認定証の記載内容に変更が生じる場合には、お手元の支給認定証を一旦ご返却ください。)
		身体障害者手帳の所持者が転居した場合	<ul style="list-style-type: none"> 本人、家族または親族が手続きをしてください。 身体障害者手帳
		療育手帳の所持者が転居した場合	<ul style="list-style-type: none"> 本人、家族または親族が手続きをしてください。 療育手帳
		精神障害者保健福祉手帳所持者が転居した場合	<ul style="list-style-type: none"> 本人、家族または親族が手続きをしてください。 精神障害者保健福祉手帳
		特別児童扶養手当、重度心身障害児扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当の受給者が転居した場合	<ul style="list-style-type: none"> 本人、家族または親族が手続きをしてください。 〈特別児童扶養手当の受給者〉 手当証書
		心身障害者扶養共済制度に加入している方が転居した場合	<ul style="list-style-type: none"> 本人、家族または親族が手続きをしてください。 加入証書
		自立支援医療(更生医療・精神通院)受給者が転居した場合	<ul style="list-style-type: none"> 本人、家族または親族が手続きをしてください。 自立支援医療受給者証(更生医療・精神通院)、申請人の身元を確認できるもの(窓口で提示していただきます。)、申請代理人の身元を確認できるもの(申請代理人が来庁される場合) 【注】更生医療については、指定医師の意見書が必要となる場合がありますので、申請窓口にご相談ください。
		重度心身障害者医療費助成金受給者証を持っている方が転居した場合	<ul style="list-style-type: none"> 本人、家族または親族が手続きをしてください。 変更届を書いていただき、受給者証の住所を変更します。 受給者証
障害福祉サービス受給者が転居した場合	<ul style="list-style-type: none"> 本人、家族または親族が手続きをしてください。 障害福祉サービス受給者証(施設入所の障害児分は除く)申請者の身元を確認できるもの(窓口で提示していただきます。)、申請代理人の身元を確認できるもの(申請代理人が来庁される場合) 		
2階 清水市税事務所 (蒲原支所) ★税・保険年金係 054-385-7770	市民税係	原動機付自転車(125ccまでの所有者)が転居(区間異動)した場合	<ul style="list-style-type: none"> 特に届出の必要はありません。 新しい住所(お名前)での標識交付証明書が必要な場合は、標識交付証明書を持参し、再発行の手続きをしてください。 問合せ先 市民税係(証明・原付) 054-354-2071
		原動機付自転車(125ccまで)以外の問合せについては下記にお願いします。	<ul style="list-style-type: none"> バイク(125cc超〜)と普通自動車 【静岡運輸支局登録・検査担当 050-5540-2050】 軽三輪・軽四輪車(660ccまで) 【軽自動車検査協会静岡事務所 050-3816-1776】

清水区役所版

〔市内での引越し〕

令和6年4月

★は蒲原市民センターにおける担当窓口

申請場所	窓口	申請が必要な場合	申請方法など（下線は持参するもの）
2階 保健所 清水支所 054-354-2153	疾病対策係	被爆者健康手帳を持っている方が転居した場合	<ul style="list-style-type: none"> 本人または家族が届け出てください。 認印、被爆者健康手帳、転居したことが確認できる住民票、被爆者が手当てを受けている場合は、<u>手当証書、被爆者の振込金融機関の口座番号のわかるもの</u>
		特定医療（指定難病）受給者が転居した場合	<ul style="list-style-type: none"> 担当にお問い合わせのうえ、本人または家族が届け出てください。 特定医療（指定難病）受給者証、健康保険証 ※加入している健康保険の種類により、別途書類が必要となる場合があります。
		小児慢性特定疾病医療受給者が転居した場合	<ul style="list-style-type: none"> 本人または家族が届け出てください。 小児慢性特定疾病医療費医療受給者証
		自立支援医療（育成医療）受給者が転居した場合	<ul style="list-style-type: none"> 本人または家族が届け出てください。 自立支援医療受給者証（育成医療）
		未熟児養育医療受給者が転居した場合	<ul style="list-style-type: none"> 家族が届け出てください。 養育医療券
		予防接種シールの発行を受けた方が転居した場合	<ul style="list-style-type: none"> 予防接種シールの住所欄を保護者の方が訂正してください。旧住所を二重線で消し、余白に新住所をご記入ください。 保健所、保健所清水支所または各保健福祉センターで、戸籍・住民票の手続きをした日の翌日以降、新住所が印字された予防接種シールを発行することもできます。<u>（母子健康手帳を持参してください。）</u>
2階 静岡市 まちづくり公社 市営住宅 054-354-2238		市営住宅の入居世帯全員が転居する場合	<ul style="list-style-type: none"> 返還届（退去する15日前まで。用紙は2階静岡市まちづくり公社にあります。）を提出してください。 名義人の口座番号等のわかるもの、転居先の住所と電話番号
		市営住宅の名義人が転居する場合	<ul style="list-style-type: none"> 2階静岡市まちづくり公社へお問合せください。
		同居人が転居する場合	<ul style="list-style-type: none"> 戸籍住民課で転居届出後、異動届（用紙は2階静岡市まちづくり公社にあります。）を提出してください。 全員の住民票（転居者に×印のついているもの 続柄・本籍記載）
		転居者が市営住宅に同居する場合	<ul style="list-style-type: none"> 同居の承認基準がありますので2階静岡市まちづくり公社で確認してください。持参するものはそのとき説明いたします。
4階 清水区役所 地域総務課 054-354-2361	区民生活係	戦傷病者手帳を持っている方が転居した場合	<ul style="list-style-type: none"> 戦傷病者異動等届を提出してください。 戦傷病者手帳、転居したことが確認できる住民票、届出者の本人確認書類
		清水大平山霊園の利用者（名義人）が転居した場合	<ul style="list-style-type: none"> 清水区役所地域総務課へお越しください。市営墓地利用者住所変更届出書をお渡しします。 後日、つぎのものを提出または郵送していただきます。 市営墓地利用者住所変更届出書、転居先の新住民票、市営墓地利用許可証
6階 水道事務所 (水道・下水道)		水道、下水道のご使用を始めるとき、又はご使用を止めるとき ・井戸水をご使用で公共下水道に排水している世帯に人数の変更があるとき	<ul style="list-style-type: none"> 電話又は水道使用開始・中止等申し込みフォームからお申し込みください。 連絡先 【上下水道お客様サービスセンター 電話 054-251-1132】 受付時間 月曜～金曜（祝日・12/29～1/3を除く） 午前8時30分～午後7時 ※ただし、3・4月は、土・日・祝日の午前8時30分～午後5時も受け付けます。 水道使用開始・中止等申し込みフォーム https://logoform.jp/form/79j2/448554 
		口座振替納付をご利用する場合	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関の窓口でお申し込みください。<u>（お客様番号の分かる「水道（下水道）使用水量等のお知らせ」等、通帳、お届け印）</u> 静岡銀行、清水銀行、しずおか焼津信用金庫、静清信用金庫、ゆうちょ銀行、清水農業協同組合、静岡市農業協同組合からの口座振替をご希望の場合には、水道事務所窓口（蒲原市民センターは除く）でお申し込みも可能です。<u>（対象金融機関のキャッシュカード、顔写真付きの身分証明書、使用者・支払者以外の方が申し込む場合は委任状）</u> ただし、前住居で口座振替をご利用されていた方は、転居先でも引き続き同じ口座をご利用いただけます。使用開始・中止のお申し込みの際、一緒にお申し付けください。 詳細は、上記【上下水道お客様サービスセンター】にお問合せください。

清水区役所版

〔市内での引越し〕

令和6年4月

★は蒲原市民センターにおける担当窓口

申請場所	窓口	申請が必要な場合	申請方法など (下線は持参するもの)												
2階 動物愛護 センター	動物愛護 第2係	犬の飼い主として登録している方が転居した場合	<ul style="list-style-type: none"> 本人または家族が届け出てください。(電話でも可) (問合せ先) 動物愛護センター 静岡県清水区役所 2階 動物愛護第2係(清水区) ※市外局番(054) 354-2403 静岡県清水区蒲原新田一丁目21番1号 蒲原支所 地域振興係(清水区蒲原・由比) 385-7730 静岡市葵区産女953番地 動物愛護第1係(葵区・駿河区) 278-6409 												
<p>家庭ごみの出し方や収集日については下記へお問合せください。</p> <p>〔問合せ先〕 収集業務課 静岡庁舎新館13階 054-221-1365 清水収集センター 清水区八坂町2102番地の1 054-366-2751 蒲原支所地域振興係 清水区蒲原新田一丁目21番1号 054-385-7730</p>															
<p>＜清水庁舎外＞</p>															
市立図書館 各館		図書館カードの交付を受けている方が転居した場合	<ul style="list-style-type: none"> 図書館カードを持っている本人か、預かっている家族が届け出てください。 電子申請サービスからも申請が可能です。 〔図書館 問合せ先〕 ※市外局番(054) <table border="0"> <tr> <td>清水中央図書館 354-1331</td> <td>南部図書館 288-2151</td> </tr> <tr> <td>清水興津図書館 360-4311</td> <td>西奈図書館 265-2556</td> </tr> <tr> <td>蒲原図書館 388-3456</td> <td>長田図書館 259-7878</td> </tr> <tr> <td>中央図書館 247-6711</td> <td>北部図書館 653-1817</td> </tr> <tr> <td>御幸町図書館 251-1868</td> <td>麻機分館 248-5035</td> </tr> <tr> <td>薬科図書館 278-4100</td> <td>美和分館 296-6501</td> </tr> </table>	清水中央図書館 354-1331	南部図書館 288-2151	清水興津図書館 360-4311	西奈図書館 265-2556	蒲原図書館 388-3456	長田図書館 259-7878	中央図書館 247-6711	北部図書館 653-1817	御幸町図書館 251-1868	麻機分館 248-5035	薬科図書館 278-4100	美和分館 296-6501
清水中央図書館 354-1331	南部図書館 288-2151														
清水興津図書館 360-4311	西奈図書館 265-2556														
蒲原図書館 388-3456	長田図書館 259-7878														
中央図書館 247-6711	北部図書館 653-1817														
御幸町図書館 251-1868	麻機分館 248-5035														
薬科図書館 278-4100	美和分館 296-6501														
静岡庁舎新館 13階 廃棄物対策課	浄化槽推進係	し尿くみ取りを新規に始める・廃止する場合または、し尿くみ取りをしている家庭で人数が変更になる場合	<ul style="list-style-type: none"> 本人または家族が届け出てください。(電話でも可) 054-221-1264 												
静岡庁舎新館 15階 戸籍管理課 054-221-1297	霊園・斎場係	愛宕・沓谷・沼上霊園の利用者(名義人)が転居した場合	<ul style="list-style-type: none"> 届出後、戸籍管理課へご連絡ください。必要書類をご説明し、市営墓地利用者住所変更届出書を送付いたします。 後日、次のものを提出または郵送していただきます。市営墓地利用者住所変更届出書、転出先の住民票、市営墓地利用許可証 												
		市営納骨堂利用者が転居した場合	<ul style="list-style-type: none"> 届出後、戸籍管理課へご連絡ください。必要書類をご説明し、納骨堂利用者住所変更届出書を送付いたします。 後日、次のものを提出または郵送していただきます。納骨堂利用者住所変更届出書、転出先の住民票、納骨堂利用許可証 												